



館 教 ス 第 1 2 号
平成 2 8 年 6 月 3 0 日

館山市スポーツ推進審議会 様

館山市教育委員会教育長 出 山 裕 之



社会体育施設使用料及び減免基準等の見直しについて（諮問）
館山市スポーツ推進審議会設置条例第2条第7号の規定により，下記事項について諮問します。

記

諮問事項

- （１）社会体育施設使用料及び減免基準の見直しについて
- （２）学校体育施設開放（屋内運動場）における照明電気料の見直しについて

平成28年6月30日

館山市教育委員会
教育長 出山裕之様

館山市スポーツ推進審議会
会長 忍足伸一

社会体育施設使用料及び減免基準等の見直しについて（答申）
このことについて、平成28年6月30日付け館教ス第12号で諮問のあった各事項について、慎重審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- （1）社会体育施設使用料及び減免基準の見直しについて
改正案を適当と認める。

〔説明〕

社会体育施設使用料及び減免基準の見直しについては、「第2次館山市行財政改革方針」に基づき実施するとのことであり、市の目指す財政収支の均衡を図る上で必要であるとの説明があった。更に、使用料及び減免基準の見直しにあたっては、平成23年4月に改定してから5年が経過していることや、平成26年に実施された消費税率の引上げや今後の財政状況を考慮し、「使用料・手数料の設定に関する基本方針」に基づき算定したとの説明があった。

現状における受益者負担の適正化を図る上でも改正案は妥当であると判断する。

また、改正案の使用料は、近隣市や県の社会体育施設と比較して概ね均衡が保たれているものと判断する。

- （2）学校体育施設開放（屋内運動場）における照明電気料の見直しについて
改正案を適当と認める。

〔説明〕

学校体育施設開放における照明電気料の見直しについても、社会体育施設使用料等の見直しと同様、「第2次館山市行財政改革方針」に基づき実施するとの説明があった。見直しにあたっては、各小中学校の体育館等に係る1時間当たりの照明電気料の平均値を基準に算定したとの説明があった。

照明電気料の利用者の一部負担金額として改正案は実費相当額程度あることや、県立高等学校体育施設開放照明電気料と同額であることから妥

